

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の
本園における対応等について

平素より、本園の幼児教育・保育の実施にご協力くださり心より感謝申し上げます。

さて、みだしの件について、新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月8日以降は感染症法上、5類感染症に位置付けされたことに伴い、同日付けで「保育所等における感染症ガイドライン（こども家庭庁）」が一部改訂されました。

同ガイドラインの改訂に伴い、本園における同感染症に係る具体的な対応を下記のとおりお知らせいたしますので、ご確認ください。

記

新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応について

(1) 未就学児・施設職員等の対応

①登園の目安：『発症日を0日として5日間かつ症状軽快から24時間経過するまで』

0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
発症	症状軽快（発症後1日目～4日目）				← 24時間 →	登園可能	
発症					症状軽快（5日目以降）	← 24時間 →	登園可能
無症状 （検体採取日）	無症状で5日経過						登園可能

《注》症状軽快とは⇒解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあること。

②職員等については、発症から10日経過するまでは、ウイルス排出の可能性があることから、不織布マスク着用やハイリスク者との接触は控えるよう推奨します。

③登園可能日については、①の登園の目安を参考に、園と発症日や症状軽快日の確認をして把握してください。

(2) 出席停止の取り扱いに関して

出席停止となるのは、発症者のみとします。

※出席停止や同感染症の感染に伴い保育士が不足し、休業となる場合においても保育料等の減免に対する本市の補助金等はありませんので、ご注意ください。